

寝屋川市交通安全都市推進委員会 議案書

寝 屋 川 市

令和6年度 寝屋川市交通安全実施計画（案）

はじめに

本市における令和5年の交通事故状況は、前年と比較して、交通事故発生件数は824件、負傷者数936人、死者数5人となっており、交通事故件数及び死者数は増加、負傷者数は減少しています。昨年は、4月と11月の2回にわたり「交通死亡事故多発警報」が発令されるなど、交通事故情勢は厳しい状況にあります。

このような中、市民の安全で安心な暮らしを実現するためには、市内の交通情勢や高齢化の進展を踏まえ、各地域や生活に密着した効果的な交通安全の取組をより一層推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、より安全な交通環境や高齢者が安全に移動できる社会を構築していくことが求められています。

なお、市内の保育園、幼稚園、小学校1年生を対象として実施している「交通安全教室」や小学校3年生、中学校1年生、高校生、市職員を対象として実施している「自転車安全利用講習会」など、交通安全の意識やマナーを向上する取組みを引き続き進めてまいります。

また、高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐため、運転免許証の自主返納の促進や自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の促進などについても力を入れて取り組んでまいります。

寝屋川市交通安全都市推進委員会では、寝屋川市交通安全実施計画に基づき、市民や各関係団体の協力のもと、幅広い交通安全運動を展開し「市民の生活を守る」ことを使命として、交通事故のない社会、安全で安心して暮らすことのできるまちを実現するため、総合的な取組みを推進してまいります。

運動の重点・スローガン

～ ねやがわ 交通マナーを高めよう！ ～

【交通死亡事故の防止】

しっかりと ルール守って 事故防止

【めいわく駐車・放置自転車の追放】

その駐車 あなたはよくても みんなが困る

【公共交通の利用促進】

今日も 必要ですか その車

【運動の進め方】

主要行事計画等（別記１）に基づいて、市民運動を効果的に推進することとします。

なお、各運動等では、府内における交通事故の特徴を踏まえ、その都度運動の重点を定め、新型コロナウイルス感染拡大防止などに配慮しながら、効果的に運動等を展開することとします。

1. 交通死亡事故の防止

(1) 市民ぐるみの実践活動の促進

- ① 高齢者による交通事故を防止するため、自治会や老人クラブを対象とした交通安全講習会をはじめ、高齢者交通安全リーダー研修会や、地域交通安全活動推進委員等、地域団体と連携した地域ぐるみによる啓発活動の促進
- ② 自転車利用時の交通ルール遵守及び交通マナー実践の促進のため、市内の小・中学生及び高校生に対し自転車安全利用講習会を実施し、小・中学生には自転車安全運転者証と自転車用ライトを交付
- ③ 歩行者に対して車や自転車の存在を知らせるため、夕暮れ時や雨天時等、ヘッドライトの早めの点灯及び自転車の無灯火運転の防止並びに反射材の活用(トワイライト・オン運動の推進)
- ④ 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転をはじめ速度超過、信号無視等の悪質・危険な運転の追放
- ⑥ 家庭・地域・学校・職場等における交通安全実践ポイントの徹底
- ⑦ 寝屋川市自転車安全利用条例の積極的な周知活動による、自転車保険の加入促進と、自転車ヘルメットの着用促進

(2) 広報活動の推進

- ① 各季の交通安全運動及び府内一斉交通安全指導日を中心としたキャンペーンの展開(別記1)
- ② 運転免許証の自主返納を促進するなど、広報ねやがわ及びホームページの積極的な活用とポスター・リーフレット等による広報活動の推進

- ③ 庁舎への懸垂幕等での啓発
- ④ 庁内放送等による交通安全運動期間の周知徹底

(3) 交通安全教育活動の推進

- ① 未就学児及び小学生を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ② 自転車利用者に対する交通ルールの遵守及びマナーの向上のための指導・教育の推進
- ③ 春・秋における交通安全運転講習会の開催
- ④ 安全運転管理者等による安全運転についての徹底
- ⑤ 交通安全DVDをはじめとした各種教材の活用
- ⑥ 自転車安全利用講習会後に小学校3年生及び中学校1年生に対して自転車用ライトの交付
- ⑦ 交通安全講習会による交通安全教室の開催

(4) 道路交通環境の整備

- ① 道路交通環境改善のため、必要に応じて防護柵や道路照明灯、道路反射鏡、発光式交差点中心鋸、区画線等の路面表示等による交通実態に即した交通安全施設等の整備
- ② 消えかけている路面表示及び古くなった啓発看板の更新
- ③ 道路不法占拠物件の排除等
- ④ 事故危険箇所及び主要な渋滞ポイントを重点とした交通安全施設等の協議等
- ⑤ 地域住民や関係機関と連携した交通安全総点検の実施
- ⑥ 自転車による事故を未然に防止することを目的とした「自転車レーン」の整備

(5) 交通指導取締り活動の強化

- ① 事故多発路線・交差点における重大事故に直結する速度超過、

信号無視、飲酒運転及び横断歩道における歩行者妨害等に対する指導取締りの要請

- ② 関係機関との連携による、自転車利用者の法令違反に対する指導・啓発活動等

2. めいわく駐車・放置自転車の追放

(1) めいわく駐車防止・追放実践活動の推進

- ① 寝屋川市めいわく駐車防止に関する条例に基づき、めいわく駐車防止・追放の啓発活動を寝屋川警察署と連携し、積極的に推進
- ② めいわく駐車防止重点地域に指定している京阪寝屋川市駅周辺に交通指導員を配置し、めいわく駐車ドライバーへの指導、チラシ等による啓発・駐車場への誘導をはじめ、悪質な車両等については寝屋川警察署へ取締り要請を行い、めいわく駐車防止・追放を図る
- ③ 安全運転管理者等による適正な駐車管理の徹底
- ④ 駐車監視員制度により、めいわく駐車が原因となる交通事故の防止

(2) 駐車環境等の整備

- ① 集客性のある商業施設の設置者に対し大規模小売店舗立地法や寝屋川市開発事業に関する指導要綱により必要に応じて駐車場等の確保に関する資料の提出を求め指導
- ② 地域の道路交通実態に応じた駐車禁止規制の要請
- ③ 放置自動車等の早期撤去による交通環境の保全

(3) 放置自転車対策の推進

- ① 歩行者及び身体障害者の安全確保と市民のモラルを高める

- ため、自転車等を放置させないよう、街頭啓発・指導の実施
- ② 自転車等放置禁止区域における放置自転車等の追放
 - ③ 商業施設設置者に対し、買い物客用自転車駐車場の整備指導及び交通誘導員の配置を指導
 - ④ 自転車安全利用のための交通安全教育を実施し、放置自転車の禁止について周知徹底

3. 公共交通の利用促進

(1) ノーマイカーデーの推進

- ① 広報ねやがわの積極的な活用と庁内放送による運動の周知徹底
- ② 安全運転講習会開催時におけるノーマイカーデーの周知と啓発
- ③ 企業・事業主、安全運転管理者等による指導のほか、会議・会合等あらゆる機会を通じての啓発活動の推進

(2) 公共交通への利用の促進

- ① 利用者の利便性や公共交通の利用促進を図るため、乗合い事業やバス利用促進事業を推進

令和 6 年度 主要行事計画

主 要 行 事 計 画	期 間
春の全国交通安全運動	4 月 6 日（土）～ 4 月 15 日（月）
夏の交通事故防止運動	7 月 1 日（月）～ 7 月 31 日（水）
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日（土）～ 9 月 30 日（月）
踏切事故防止キャンペーン	11 月 1 日（金）～ 11 月 10 日（日）
自転車マナーアップ強化月間 （駅前放置自転車クリーンキャンペーン）	11 月 1 日（金）～ 11 月 30 日（土）
年末の交通事故防止運動	12 月 1 日（日）～ 12 月 31 日（火）

府 内 一 斉 交 通 安 全 指 導 日

- ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 … 毎月 8 日
- 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 … 毎月 15 日
- 高齢者交通事故ゼロの日 … 毎月 15 日
- シートベルト着用徹底の日 … 毎月 15 日
- ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー … 毎月 20 日
（3 月、10 月は 21 日）

全 国 統 一 行 事

- 交通事故死ゼロを目指す日 … 4 月 10 日、9 月 30 日
- シートベルトの日 … 4 月 10 日
- バイクの日 … 8 月 19 日

広 報 啓 発 イ ベ ン ト

- 春の全国交通安全運動キャンペーン … 4 月 5 日（金）
- 2024 おおさか交通安全ファミリーフェスティバル
… 9 月 22 日（日・秋分の日）